

## 掲示物不当撤去行政訴訟不当判決に対する抗議声明

1月28日、静岡地本掲示物不当撤去行政訴訟で、静岡地方裁判所は会社の主張を全面的に認め、不当労働行為に関する静岡地方労働委員会の救済命令を取消す不当判決を言い渡した。この不当判決に対し、地労委命令を支持し補助参加人として取り組みを展開してきた私たちは、満腔の怒りを込めて弾劾する。

裁判所は、掲示物は「会社の信用を傷つけるものとはいえない」と、一部私たちの主張を認めた。しかし「苦情処理会議制度の運用に支障を与える点において、職場規律を乱す要因になる」「減率適用事由及びその周辺事象を本件掲示物に記載して掲示したことは、正当な組合活動であったということとはできない」などと、具体性に欠け架空の事実を並べ挙げた会社の主張をまともに受けて、形式的な判断しかできず、会社に不当労働行為はないことにしてしまったのである。

しかし、不当労働行為を認めた地労委救済命令は、ボーナスカットが60歳以降の雇用にも関わる攻撃であり、そのために業務中のあらゆる事象をカット理由に結びつけ恣意的に実行するという会社の姿勢を地本情報で明らかにし、労働組合の職場活動の「宝」ともいえる組合情報掲示物を一方的に撤去することは許せないことだとして、この間、カット攻撃に果敢に反撃を展開してきたJR東海労の仲間たちの闘いに連帯した闘いが、労働組合として正当な活動であったことを証明したものであった。不当労働行為救済命令を裁判所が取消したとしても、会社が実行した掲示物の一方的撤去の事実が消えることはない。

そして、会社の理不尽な労務政策に対して、現場管理者の横暴に勇気をもって立ち向かう仲間たちの連帯はさらに拡大している。JR東海労の仲間たちはそのために、あらゆる闘いを展開し続けてきた。苦情処理会議、自前の地労委、中労委、裁判、労働審判など、それらの実践をもって会社攻撃に対する職場運動の可能性を拡げ、続く仲間たちへのマイルストーンを打ち込んできたのである。

リニア中央新幹線開業へと猛進するJR東海会社内にあつて、労務政策はさらに現場社員の人権と労働環境を蝕むだろう。よりよい職場を創ろうと奮闘しているすべての仲間たちよ！勇気をもって奮起しよう！私たちは、今後も組合掲示物の不当撤去行為や職場組合活動への介入を許さず、さらなる闘いを展開するために、全職場から仲間たちと共に奮闘していく！

2016年 1月29日

J R東海労働組合中央本部

J R東海労働組合静岡地方本部